平成２２年（フ）第２８号
宮城県伊具郡丸森町字町東26番地１
債務者　松岡　　孝
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第２９号
宮城県伊具郡丸森町字町東26番地１
債務者　松岡　孝子
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２０年（フ）第３７３号
長野県安曇野市豊科高家1071番地１　飯田ハイツＤ―101、前住所長野県安曇野市穂高北穂高540番地１
債務者　丸山　博亮
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１８号
長野県岡谷市長地小萩１丁目11番30号　諏訪湖畔病院、前住所長野県岡谷市天竜町３丁目20番37号
債務者　武田　泰千
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第２９号
岐阜県瑞穂市穂積3060番地21
債務者　伏見奈奈代
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７３号
岐阜市近島５丁目４番１号　サンコーポＮＯ．４―102号室
債務者　大塚　千明
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７９号
岐阜市日野東８丁目14番４ー202　アパートますみ、住民票上の住所岐阜市尼ケ崎町１丁目９番地48
債務者　宮崎千代子
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第９７号
岐阜県瑞穂市穂積1585番地２　クレベール瑞穂206号
債務者　松田　正子
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１０２号
岐阜県羽島郡笠松町円城寺217番地の１
債務者　清水　建次
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２２２５号
京都府城陽市平川野原33番地の９　サンハイムサイコー２Ｆ
債務者　福井　貴一
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２９７号
京都市南区吉祥院三ノ宮西町76番地11
債務者　伊藤　雅恵
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３０１号
京都市山科区小山谷田町44―28、住民票上の住所京都市山科区音羽八ノ坪５番地１　中川ハイツ206
債務者　高山　直彦
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３２１号
京都市東山区大黒町通七条上る塗師屋町579番地１
債務者　長田清豊こと　長田　　大
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
京都府宇治市木幡北島21番地の53
債務者　亀井　敏彦
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
京都市右京区太秦西野町20番地21
債務者　エクステリアライフこと村上運送こと　村上　義弘
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
京都市右京区太秦西野町20番地21
債務者　村上　陽子
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
京都市右京区西京極大門町21番地　大門ハイツ320号
債務者　矢野カヨノ
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係